

岩手県告示第150号

平成21年1月9日付け岩手県報第10826号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成21年岩手県告示第11号）の内容について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成21年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

（1） 指定施業要件を変更した森林の所在場所 下閉伊郡岩泉町中里字岸59の5、59の6、59の8、60の5、60の10

（2） 所在が不明である通知の相手方 阿部吉之助、阿部助民、加藤リサ

2 通知の内容を掲示した場所 岩泉町役場